

# 小田原市地域脱炭素化促進事業ガイドライン

## 様式集（別冊）

地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする事業者は、本様式集に基づき事業計画を作成し、市に提出してください。

### （１）計画段階（事前相談）

- ・事前相談により内容を把握するとともに、関係する所管課等への確認や周知等を行います。

#### 提出様式

別記様式第 1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 関係）・・・ 1～10  
地域の環境の保全のための取組チェックリスト・・・ 11～14

- ・改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合は、特例措置に関する許認可権者に事前に情報提供等を行います。

提出様式 該当する事項の様式のみ提出してください。

別記様式第 2 の 3（森林法第10条の 2 第 1 項の特例措置）・・・ 15  
別記様式第 2 の 6（農地法第 4 条第 1 項の特例措置）・・・ 17  
別記様式第 2 の 7（農地法第 5 条第 1 項の特例措置）・・・ 18  
別記様式第 2 の 13（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第 1 項の特例措置）・・・ 20

### （２）協議段階（市が定めた促進区域内において建物の屋根に設置する場合は省略）

- ・小田原市環境審議会において、当該事業計画について協議します。
- ・事業者は説明者として出席してください。
- ・協議内容を踏まえた意見書を市から提示します。必要に応じて事業計画の見直しや修正等を指示します。
- ・当該事業が周辺に与える影響が大きいなど必要であると認められる場合は、地元説明会を開催するよう指導する場合があります。
- ・地元説明会の開催にあたっては市と協議を行いながら進め、説明会での意見とその対応や見解についてまとめた報告書を市に提出してください。

### （３）申請段階（市が定めた促進区域内において建物の屋根に設置する場合は計画段階での申請書により受理）

- ・協議段階の後、認定申請書類を受理し、審査を経て認定します。

#### 提出様式

別記様式第 1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 関係）・・・ 1～10  
地域の環境の保全のための取組チェックリスト・・・ 11～14  
※別記様式第 2 の 3（森林法第10条の 2 第 1 項の特例措置）・・・ 15  
※別記様式第 2 の 6（農地法第 4 条第 1 項の特例措置）・・・ 17  
※別記様式第 2 の 7（農地法第 5 条第 1 項の特例措置）・・・ 18  
※別記様式第 2 の 13（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第 1 項の特例措置）・・・ 20  
※改正温対法に基づくワンストップ化特例に該当する事項がある場合に提出してください。

- ・認定をすると、認定書を通知するとともに、その旨を公表します。

#### (4) 事業実施段階

- ・事業者は認定の通知を受け、事業計画に従って事業を実施してください。
- ・市は事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングします。
- ・事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため、事業者に対して報告を求めることがあります。
- ・事業者は施設の整備が完了した段階で報告をしてください。
- ・その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

#### (5) 計画変更

- ・認定後に事業計画を変更する必要がある際は、速やかに事前相談をし、必要に応じて小田原市環境審議会において協議等を行います。
- 提出様式** 申請段階で提出した書類のうち変更があるものを併せて提出してください。
- 別記様式第3（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係）・・・・・・・・21
- ・変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は再度認定し、認定書を通知するとともに、その旨を公表します。

別記様式第1(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係)

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者

住 所  
氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

地域脱炭素化促進事業計画

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称: 住所又は主たる事務所の所在地: 連絡先 電話番号: E-mailアドレス: 担当者名:	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称: 住所又は主たる事務所の所在地: 連絡先 電話番号: E-mailアドレス: 担当者名:	

(注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

① 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の 種類	出力 (kW) / (MJ/h)	年間発電電 力量(kWh) / 年間熱供 給量(MJ)	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

(注) 1 「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考:エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>  
 第4条

- 一 太陽光
- 二 風力

- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの((中略)化石燃料を除く。)をいう。)

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第4条第4号に掲げるものを用いる場合にあつては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第6号に掲げるものを用いる場合にあつては、その種類(地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか)を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを用いる場合にあつては、その種類も記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

## ②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあつては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
  - 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

## ③附帯設備・施設

番号	附帯設備・施設の種類	建築面積	附帯設備・施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対

応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあつては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設を整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設が稼動し、発電又は熱供給が可能な状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

(4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

- (注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあつては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(1)地域の脱炭素化のための取組の内容

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類 ・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

- (注) 1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。  
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。  
 3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。  
 4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名: 住所:
イ	氏名: 住所:
ウ	氏名: 住所:

- (注) 1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。  
 2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。  
 3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

6 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

--

(注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

(注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

(2) 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注) 1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。  
 2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から③まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

(3) 土地等の原状回復等

--

(注) 1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。  
 2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

## 8 特例措置に関する事項(別記様式第2の1～別記様式第2の13)

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 河川法(昭和39年法律第167号)第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (11) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (12) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。)内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

## 9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①を記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類(認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為(農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。)を記載する場合を除く。)
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類
- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。)が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。以下同じ。)に係る手続の実施状況を示す書類
- (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

(別表1)

地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

番号	施設の種類	必要な資金の額			調達方法					備考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金 額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計(①+ ②+③+④)	
i										
ii										
iii										
合計										

(注)1 (別紙)の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。

2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法((2)の場合は除く。)

(単位:千円)

取組内容	実施者	必要な 資金の額	調達方法						備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計(①+②+③+④+⑤+⑥)
合 計										

(注) 1 取組内容が年ごとに異なる場合にあつては、それぞれ記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額			調達方法							備 考	
			①設 備投 資額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	①申請者 による資 金	②申請者 以外に よる資金	③地域脱 炭素化促 進事業に よる売電 等の収益	④借入金	⑤補助 金等	⑥その他	合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)		
ア														
イ														
ウ														
合 計														

(注) 1 (別紙)の4(2)①の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

## 地域の環境の保全のための取組チェックリスト

### 【屋根設置の場合】

	チェック項目	✓	該当する場合の対策	対策の採否	対策しない場合その理由
1	見通せる範囲に、「まぶしさ」を懸念する環境影響を受けやすい施設（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館）があり、 ①設置場所の北側に高い環境影響を受けやすい施設がある ②傾斜地へのパネル設置で、南側に近接して環境影響を受けやすい施設がある ③東側または西側が大きく拓けている土地に太陽光発電を設置する のいずれかに該当する。		反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が懸念される場合は対策を講ずる。 ※詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）における反射光に関する環境配慮のポイントを参照		
2	太陽光発電を設置することにより、高さ10m以上となる。		建築基準法の日影規制を遵守する。		
3	設置を計画している施設が文化財である。		設置は避ける。		
4	設置を計画している地域が「小田原市景観計画」に基づく重点区域である。		「小田原市景観条例」を踏まえ、景観に配慮する。 ※詳細は「小田原市景観計画景観形成基準」（小田原市）における建築物・工作物・建築設備に対する制限事項を参照		
5	設置を計画している地域が「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域である。 ※詳細は「里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況」（公式ウェブサイト内）を参照		事業の実施に先立ち、必要に応じて里地里山活動団体等に意見を聞くなどし、必要な措置を講ずる。 ※「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」における景観に関する環境配慮のポイントを参照		

【地上設置の場合】

	チェック項目	✓	該当する場合の対策	対策の採否	対策しない場合その理由
1	環境影響を受けやすい施設（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館）に近接した位置に、パワーコンディショナ等を設置する。		環境影響を受けやすい施設における騒音レベルを計算し、環境基準を超えるなど影響が懸念される場合は対策を講ずる。 ※詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2（2020）年3月環境省作成）における騒音に関する環境配慮のポイントを参照		
2	土砂災害警戒区域、自然斜面に設置する。 ※詳細は「小田原市地理情報システム ナビ・オダワラ Navi-O」を参照		土砂災害に備えた適切な対策を講ずる。 ※「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」における土地の安定性に関する環境配慮のポイントを参照		
3	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において切土・盛土を行う。		「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく基準を踏まえた適切な対策を講ずる。		
4	「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」に基づき市長の許可を必要とする。		同条例を遵守する。		
5	見通せる範囲に、「まぶしさ」を懸念する環境影響を受けやすい施設（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、特別支援学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、認定こども園、特別養護老人ホーム、図書館）があり、 ①設置場所の北側に高い環境影響を受けやすい施設がある ②傾斜地へのパネル設置で、南側に近接して環境影響を受けやすい施設がある ③東側または西側が大きく拓けている土地に太陽光発電を設置する のいずれかに該当する。		反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が懸念される場合は対策を講ずる。 ※詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」における反射光に関する環境配慮のポイントを参照		

	チェック項目	✓	該当する場合の対策	対策の採否	対策しない場合その理由
6	設置を計画している地域が植生自然度の高い地区である。 ※詳細は「環境アセスメントデータベース”EADAS”」（環境省）を参照		原則、当該地区の改変を避ける。		
7	設置を計画している地域が特定植物群落のある地区である。 ※詳細は「環境アセスメントデータベース”EADAS”」（環境省）を参照		特定植物群落の改変を避ける。		
8	設置を計画している地域に巨樹・巨木林がある。 ※詳細は「環境アセスメントデータベース”EADAS”」（環境省）を参照		巨樹・巨木林の改変を避ける。		
9	設置を計画している地域が「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」に基づいて指定された保存樹または保存樹林がある。		保存樹及び保存樹林の改変を避ける。		
10	設置を計画している地域が県の指定する鳥獣保護区である。		改変面積をできる限り小さくする。		
11	設置を計画している地域が「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等地域である。 ※詳細は「里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定の状況」（神奈川県）を参照		事業の実施に先立ち、必要に応じて里地里山活動団体等に意見を聞くなどし、必要な措置を講ずる。 ※詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」における景観、動物・植物・生態系に関する環境配慮のポイントを参照		
12	設置を計画している地域について、市が行う自然環境調査の結果が公表され、特に重要な動植物が確認された地点等である。		改変面積をできる限り小さくする。 ※詳細は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」における動物・植物・生態系に関する環境配慮のポイントを参照		

	チェック項目	✓	該当する場合の対策	対策の採否	対策しない場合その理由
13	埋蔵文化財包蔵地の隣接地である。		<p>事前の試掘調査の実施、工事への立会い、写真撮影や測量などの協力といった措置を講じる。</p> <p>※詳細は「埋蔵文化財の取り扱いについて」（小田原市公式サイト内）を参照してください。</p>		

別記様式第2の3

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号	
------------------------------	--

森林法第10条の2第1項の特例措置  
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号)関係

森林法第10条の2 第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	ふり がな 氏 名 又は 名 称	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 郡 村	大字 字 地番
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積		
開発行為の着手予定年月日		
開発行為の完了予定年月日		
備 考		

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。  
 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。  
 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 6 「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証

する書類

- (4) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第22条の2第4項各号(第2号を除く。)に掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- (6) 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) その他必要と認める書類

別記様式第2の6

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号	
------------------------------	--

農地法第4条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類の					
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名		
	計 筆		m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> )
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			m <sup>2</sup>	
	建築物		m <sup>2</sup>		
	小計				
	工作物				
	小計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					

- (注)1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。  
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

別記様式第2の7

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号	
------------------------------	--

農地法第5条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏名	住所		
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
計 筆		m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> )			
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m <sup>2</sup>
	建築物				m <sup>2</sup>
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
6 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要					

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。  
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。  
 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあつては、1及び3の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 譲受人が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

(表1)別記様式第2の7中、「1 当事者の氏名及び住所」の欄

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2)別記様式第2の7中、「3 土地の所有者の氏名等」の欄

土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		
			権利の種類及び内容	権利者の氏名	
計 筆		m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 畑	m <sup>2</sup> 採草放牧地	m <sup>2</sup> )

(注)本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

別記様式第2の13

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号	
------------------------------	--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置  
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19の特例の適用を受けようとする者	住所	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
指定区域の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の内容		
地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先		
土地の形質の変更の着手予定日		
土地の形質の変更の完了予定日		
備考		

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- (2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- (4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- (5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- (6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

別記様式第3(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係)

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。